

十七年 迄 九十日分

以上一ヶ月ヲ増ス毎ニ十五日分

(7) 解雇者ニ対シ社債及台湾銀行手形ハ現金ニシ即時支拂フコト

(8) 爭議中ノ日給ハ會社ニ於テ全額支拂フコト

(9) 爭議中ノ費月ハ一日三百圓宛支拂フコト

(10) 解雇者ノ三分ノ二以上復職セシムルコト

(11) 解雇者ニ對スル手當ハ予告手當ノ外七月分ヲ支給スルコト

以上決定事項ヲ大沼晴直ヨリ參會者ニ逐條説明承認ヲ求メタリ

翌二十一日ハ右二時ヨリ実行委員會ヲ開キ前日ノ

調停狀況ノ報告ニ亞キ前叙ノ事項外見舞金トシテ五千圓ヲ要求スル申合ヲ為シ後記ノ如キ調停ノ交渉ニ應ジタリ

(B) 社負聯盟爭議団本部ニ於テモ連日魁首協議セルカ従業員同盟カ調停中ニ付之カ成否ニ付更ニ交渉スルコトハシ形勢觀望スルコトナレリ

三、應援団体ノ動靜

去二十一日ハ勞農黨本部ヨリ火山柳丈、山花秀雄、塚本三吉等ハ爭議団第一本部ニ未接団員ニ對シ激勵演說ヲ為シタル外僧家人同盟在原支部ヨリ中田外數名ハ連日應援実行委員等ト協議シ交渉ニ對スル方針等ニ干與シ其他蒲田勞友會ヨリ濱野菊地、西若來、榎金社